

第11回情報公開委員会議事次第

1. 日 時 平成27年 9月 8日 (火) 13:30~14:20

2. 場 所 TKP東京駅前カンファレンスセンター 4階
カンファレンスルーム4A
(〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-5-20 石塚八重洲ビル)

3. 出席者 委員長 碧海 西葵 消費生活アドバイザー
委員長代理 鈴木 秀美 慶應義塾大学
メディア・コミュニケーション研究所 教授
委 員 浅田 正彦 京都大学大学院 公共政策連携研究部 教授
委 員 市村 元 関西大学 客員教授
委 員 高後 元彦 弁護士
委 員 高橋 明男 大阪大学大学院 法学研究科 教授
委 員 西土 彰一郎 成城大学 法学部 教授

4. 議 題

- (1) 第10回情報公開委員会議事概要について
- (2) 平成26年度開示請求対応状況について
- (3) 情報公開委員会検討部会の開催状況について
- (4) その他

5. 配付資料

- 情公11-1 第10回情報公開委員会議事概要
情公11-2 平成26年度の開示請求対応状況について
情公11-3 情報公開委員会検討部会の開催状況について
情公11-4 リスクコミュニケーション活動について

以上

第10回情報公開委員会議事概要

平成26年 7月 7日
独立行政法人日本原子力研究開発機構

1. 日時 平成26年 6月20日(金) 13:30~14:45
2. 場所 TKP東京駅前カンファレンスセンター 4階
カンファレンスルーム4A
(〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-5-20 石塚八重洲ビル)
3. 出席者 委員長 碧海 西葵 消費生活アドバイザー
委員長代理 鈴木 秀美 大阪大学大学院 高等司法研究科 教授
委員 浅田 正彦 京都大学公共政策大学院 教授
委員 市村 元 関西大学 社会学部 客員教授
委員 高後 元彦 弁護士
委員 山本 康典 日本原子力文化財団 フェロー

4. 議題

- (1) 第9回情報公開委員会議事概要について
(2) 平成25年度開示請求対応状況について
(3) 情報公開委員会検討部会の開催状況について
(4) その他
・原子力機構改革について
・福島第一原子力発電所事故後の取り組みについて

5. 配付資料

- 情公10-1 第9回情報公開委員会議事概要
情公10-2 平成25年度の開示請求対応状況について
情公10-3 情報公開委員会検討部会の開催状況について
情公10-4 原子力機構改革について
情公10-5 福島第一原子力発電所事故後の取り組みについて

6. 議事要旨

- (1) 第9回情報公開委員会議事概要について
事務局から、情公10-1に基づき、第9回情報公開委員会議事概要について報告があり、確認がなされた。

(2) 平成25年度の開示請求対応状況について

事務局から、情公10-2に基づき、平成25年度の開示請求対応状況について報告があり、確認がなされた。

(3) 情報公開委員会検討部会の開催状況について

事務局から、情公10-3に基づき、情報公開委員会検討部会の開催状況について報告があり、確認がなされた。

(4) その他

【原子力機構改革について】

原子力機構改革室から、情公10-4に基づき、原子力機構改革について報告があった。

委員から以下の意見があった。

(委員) 原子力機構は「もんじゅ」の事故等を受けて、国民からの信頼を失っている状態。透明性の確保ができていないところが非常に大きな問題である。よって、改革の柱として透明性の確保が重要であり、「もんじゅ」の点検漏れ等に関しても、報告が遅れた理由などを丁寧に説明するべき。そうした姿勢が国民の信頼につながるものと考ええる。また、国会や政府の主要な委員会などへの情報発信もより一層積極的に行うべきではないか。

(機構) 透明性の確保については、いろいろと努力をしているところではあるが、情報が思うように伝わっていないと認識しており、情報を有効的に伝える方法を模索している。

(委員) 改革には職員全般の意識がとても重要であり、職員へのボトムアップ活動などを大事にしてほしい。

(機構) 役員と職員との意見交換、提案箱を設置するなどの方法で下からの意見が上まで届くようにしている。上からの施策と下からの意見の双方を取り入れながら改革を進めているところである。

【福島第一原子力発電所事故後の取り組みについて】

福島研究開発部門から、情公10-5に基づき、福島第一原子力発電所事故後の取り組みについて報告があった。

以上

平成 26 年度の開示請求対応状況について

平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までに請求があった法人文書開示請求への対応状況について、次のとおり報告する。

1. 開示請求件数及び開示決定等の状況

平成 26 年度の開示請求件数は、表 1 のとおり 9 件であった。この件数は、平成 25 年度における開示請求件数 46 件と比較して大きく減少している。

【表 1】開示請求件数と開示決定等の状況

| 年度 | 請求件数 | 開示決定 | | 不開示決定 | 事案の移送 | 取下げ |
|----------|----------------|------|------|-------|-------|-----|
| | | 全部開示 | 部分開示 | | | |
| 平成 26 年度 | 9 件 (6 件) | 1 件 | 6 件 | 2 件 | 0 件 | 0 件 |
| 平成 25 年度 | 46 件 (22 件) | 0 件 | 33 件 | 13 件 | 0 件 | 5 件 |

※上表の請求件数の（ ）内の件数は、開示請求書の受付件数である。

※平成 25 年度においては、1 件の請求において開示決定と不開示決定を行った事案があるため、請求件数と開示決定、不開示決定、事案の移送及び取下げの件数の合計数は一致しない。

2. 不開示とした理由の内訳

(1) 部分開示決定における不開示理由

開示請求があった 9 件のうち、6 件については部分開示とした。

これら事案を部分開示とした理由は、表 2 のとおりである。

【表 2】部分開示決定における不開示理由の内訳

| 年度 | 個人情報 | 法人情報 | 審議・検討情報 | 事務・事業情報 |
|----------|------|------|---------|---------|
| 平成 26 年度 | 5 件 | 1 件 | 0 件 | 4 件 |
| 平成 25 年度 | 28 件 | 3 件 | 0 件 | 19 件 |

※ 1 件の決定において複数の不開示理由に該当する事案があるため、部分開示決定の件数と上表の合計数は一致しない。

(2) 不開示決定（全部不開示）における不開示理由

開示請求があった 9 件のうち、2 件については全部不開示とした。

これらの事案を不開示とした理由は、表3のとおりである。

【表3】 不開示決定における不開示理由の内訳

| 年度 | 個人情報 | 法人情報 | 審議・検討 情報 | 事務・事業 情報 | 文書 不存在 |
|--------|------|------|-------------|-------------|-----------|
| 平成26年度 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 | 2件 |
| 平成25年度 | 0件 | 5件 | 0件 | 5件 | 8件 |

※平成25年度においては、1件の決定において複数の不開示理由に該当する事案があるため、不開示決定の件数と上表の合計数は一致しない。

3. 補正又は開示決定等までに要した平均日数

開示決定及び不開示決定（以下「開示決定等」という。）を行った9件のうち、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「法」という。）」第4条第2項に基づき補正を行った事案は5件、法第10条第2項に基づき開示決定等の期限（以下「期限」という。）の延長を行った事案は3件、期限の延長を行わなかった事案は6件である。また、法第11条に基づき期限の特例を適用した事案はなかった。

これら事案における補正に要した平均日数及び開示決定等までに要した平均日数は、表4のとおりである。

期限を延長した理由は、対象文書の頁数及び記載情報が多量であり不開示部分の検討に時間を要したことによるものである。

なお、期限内（延長も含む）に開示決定等を行うことができなかった事案はなかった。

【表4】 補正及び開示決定等までに要した平均日数

| 年度 | 補正 | 開示決定等 | | |
|--------|-------------|-------------|--------------|-----------|
| | | 延長あり | 延長なし | 特例適用 |
| 平成26年度 | 3日 (5件) | 54日 (3件) | 22日 (6件) | — (0件) |
| 平成25年度 | 9日 (29件) | 59日 (8件) | 27日 (33件) | — (0件) |

※上表の（ ）内の件数は、補正・延長・特例を適用した請求件数である。
 ※開示決定等に要した平均日数については、補正に要した日数を除いて算出。

4. 異議申立て等の状況

(1) 開示請求「厚生年金保険法施行規則 29 条 2 項に基づき事業主が被保険者等に通知した日を明らかにすることができる文書 (24 本部 049)」の不開示決定に対する異議申立てについては、平成 25 年 3 月 25 日付で、内閣府の情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、審議の結果、平成 26 年 11 月 13 日付けで、異議申立て内容を一部認容する答申がなされた (平成 26 年度 (独情) 答申第 40 号)。

原子力機構は、本答申を踏まえ、同年 12 月 1 日付けで、本答申のとおり原処分の一部を取り消し、部分開示決定を行った。

(2) 開示請求「高速増殖原型炉「もんじゅ」で発生した炉内中継装置の落下に係る民事調停に関する文書 (25 本部 015)」の不開示決定に対する異議申立てについては、平成 26 年 5 月 29 日付で、内閣府の情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、審議の結果、平成 27 年 1 月 20 日付けで、原子力機構が不開示決定とした処分を妥当とする答申がなされた (平成 26 年度 (独情) 答申第 53 号)。

原子力機構は、本答申を踏まえ、同年 1 月 26 日付けで、異議申立てを棄却する決定を行った。

(3) その他、諮問中の事案、新たな異議申立て及び訴訟を提起された事案はない。

以上

平成26年度の開示請求対応状況一覧

| No. | 資料請求 受付番号 | 開示請求内容 | 請求件数 | 開示決定 | | 不開示 決定 | 取下げ | 備考 |
|-----|--------------|--|------|------|------|-----------|-----|-----------------|
| | | | | 全部開示 | 部分開示 | | | |
| 1 | 26本部001 | ・25本部 総合管理棟新築機械設備工事 ・25J-PARC 総合研究基盤施設新築機械設備工事 ・25那珂研 先進計測開発棟新築機械設備工事 積算価格内訳明細書、別紙明細(経費計算書、代価表、見積比較表) | 3件 | | 3件 | | | 個人情報 事務・事業情報 |
| 2 | 26本部002 | 貴機構と東京電力株式会社が締結している、機構の関根浜港の土地及び構築物の使用に関する平成26年度賃貸借契約書 | 1件 | | 1件 | | | 法人情報 事務・事業情報 |
| 3 | 26本部003 | 日本原子力研究開発機構が保有する電気事業連合会の「原子力開発対策委員会総合部会」の議事録 | 1件 | | | 1件 | | 文書不存在 |
| 4 | 26本部004 | 日本原子力研究開発機構が所管する施設で生じたTRU廃棄物の生成、処理、貯蔵、保管などすべての過程において発生した2008年から現在までの高反応、爆発を含む異常事案、または特記事項報告書 | 1件 | | | 1件 | | 文書不存在 |
| 5 | 26敦賀001 | ・理解促進活動(白木盆踊り)実施に伴う実行委員のサービスについて(12も管(業)082001) ・地方自治体との打合せメモ(福井県・敦賀市・美浜町)(H23年度) | 2件 | | 2件 | | | 個人情報 |
| 6 | 26本部005 | 機構改革に関して、岐阜県及び自治体との面談及びメール、電話での打合せや交信の記録のすべて | 1件 | 1件 | | | | |
| 合計 | | | 9件 | 1件 | 6件 | 2件 | 0件 | |

情報公開委員会検討部会の開催状況について

第10回情報公開委員会（平成26年6月20日開催）以降、情報公開委員会検討部会（以下「検討部会」という。）を以下のとおり開催した。

なお、検討部会での検討・審議内容は、議事概要を作成し、速やかにホームページに掲載した。

| 開催日 | 検討・審議内容 |
|------------------------|---|
| 第18回検討部会 平成26年6月20日 | (1) 第17回情報公開委員会検討部会議事概要について (2) 開示請求対応状況について ①高速増殖原型炉「もんじゅ」の保守管理上の不備等にかかる 人事処分に関する文書 ②高速増殖炉に係る国際協力のために諸外国と締結した覚書等 に関する文書 ③高速増殖原型炉「もんじゅ」で発生した炉内中継装置の落下に 係る民事調停に関する文書 (3) その他 |
| 第19回検討部会 平成27年3月18日 | (1) 第18回情報公開委員会検討部会議事概要について (2) 開示請求の対応状況について (3) 情報公開・個人情報保護審査会の答申について ①「健康保険・厚生年金保険・厚生年金基金 資格取得及び資 格喪失の通知書」等の不開示決定に関する件 ②もんじゅの炉内中継装置の落下に係る損害賠償請求に関する 民事調停において、申立人、相手方及び裁判所が発出した文書 の不開示決定に関する件 (4) その他 |

以上

リスクコミュニケーション活動について

第11回情報公開委員会
平成27年9月8日

- 東海村の旧核燃料サイクル開発機構(JNC)で発生した施設の火災・爆発事故、あるいはJCOの臨界事故などにより、原子力に対する地元の信頼と理解が失われた。
- それまでのJNCの原子力広報は、**一方的に情報発信する傾向が強く、地域や社会との双方向性が不足**していたと反省。平成13年にJNC東海事業所が、リスクコミュニケーションのための組織を設置。
- JAEA統合後もそれらの活動を継続。特に**福島第一原子力発電所事故以降**は、事故による放射線の健康影響に不安を持つ地域の方々との**直接対話やリスクコミュニケーション活動を行い、不安の解消**に努めた。
- 社会の信頼を得ながら研究開発を進めることがJAEAの使命。**原子力が有するリスクを正しく理解し、リスクの過大な評価や不安を解消してもらうための、リスクコミュニケーション活動が重要。**
- 今年度からは、**信頼確保に向けたリスクコミュニケーション活動をJAEA全体として取り組むこととし、中長期目標等にも明記。**

【中長期目標】 社会や立地地域の信頼の確保に向けた取組

機構が行う研究開発の意義とそのリスクについて、地元住民をはじめ国民の理解を得ると同時に機構への信頼を高めていくため、機構が実施する取組についてリスクコミュニケーション活動に取り組む。

リスクコミュニケーション活動とは

- リスクコミュニケーション活動とは、**リスク情報を共有して信頼の構築を目指すもの**
- 相手を説得するのではなく、**正しくリスクを評価してもらうための活動**

リスクコミュニケーション活動に向けての課題

- リスクコミュニケーション活動の対象は？
- どうすれば正しく理解し、評価してもらえるか？
- リスクが過大に評価され、更に不安を煽るようなことにならないか？
- 原子力といっても、どういった事業や研究開発におけるリスクに重点を置くか？
- どのような場所・方法・体制で進めていくべきか？ など

リスクコミュニケーション実施体制の検討・整備

- 関係部署と連携の上、以下の調査等を行っている。
 - ① リスクコミュニケーション活動の専門家からの意見聴取
 - ② 機構内における先行事例の調査
 - ③ 他機関の取組状況の調査
 - ④ 機構内における実施体制整備 など

取り組みはじめた活動

- 機構外向け広報誌「未来へげんき」への双方向的記事の掲載を開始(平成27年6月発行)
- リスクに関する基本的な疑問とそれらに対する機構の対策等を記載(「・・・だから安全です」とは記載せず、読み手自身に考えてもらうような内容とすることを念頭に置く)
- 将来的には、機構外の中立的な第三者の意見を掲載することも視野に

